

令和4年度11月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 11月21日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
	10 宮本 武		12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 10名（欠席6名）

1 山根 悦文	2 三刀 待夫	3 田桑 芳美	4 日高 英二
5 小笠原 博文		7 和田 保人	8 北村 豈弘
	10 小笠原 三津夫		
13 上田 義憲	14 藤田 兼一		

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農地法第2条に規定する農地ではない土地の証明について
- ・議案第4号 基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について
- ・議案第5号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得について
- ・議案第6号 国土調査法における地目認定について
- ・報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>令和4年度の第8回邑南町農業委員会の総会を開催致します。 (会長あいさつ) 最初に課長の方からちょっと発言を求められておりますので、課長の方から、 お願いします。 (産業支援課長あいさつ、報告) はい、ありがとうございました。それではこれより本日の総会の議案の審議に 入りたいと思います。議事録署名人はですね、今月は6番の種さん、7番の植田 さん、お願いします。それと最近ちょっと話をしておりますけれども、これから 審議してまいります各案件について、利害関係のある委員さんについては採決の 際に退出を願うこととなりますので、あらかじめご了承ください。 それでは今月は法3条案件5件と、4条はありませんで、5条が2件、それと 法2条の非農地証明関係が2件と、それと基盤強化法の集積計画の報告が5件、 それと中間管理権取得についてが2件、あと国土調査における地目認定について と、法3条の3にかかる相続に関する報告、というのが今日の議事の内容になって います。 最初に法3条関係、案件5件だったと思いますが、事務局の方から調査につい ての資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5 件説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。 上から申請番号043-12、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積2432㎡、 同じく鱒淵××、登記地目田、面積1024㎡、同じく鱒淵××、登記地目畑、面 積318㎡、同じく鱒淵××、登記地目田、面積793㎡、同じく鱒淵××、登記地 目田、面積396㎡、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積395㎡、3条有償の所有 権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして申請番号043-13、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積2389 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎、譲受人は●●●●です。 続きまして申請番号043-14、農地の所在は原村××、登記地目田、面積2290 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして申請番号043-15、農地の所在は山田××、登記地目田、面積754㎡、 同じく山田××、登記地目田、面積2092㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡 人は□□□□、譲受人は■ ■ ■ ■ です。 続きまして申請番号043-16、農地の所在は山田××、登記地目田、面積2010 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は■ ■ ■ ■ です。 以上5件です。</p>
<p>議長 13番</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは43-12の案件、担当服部委員さん、 現地の聞き取りならびに現地の確認についての報告をお願いします。 よろしく申し上げます。それではですね、043-12に関してご説明を致します。 まず先週の17日の日に午後から現地の方へ行ってきました。それで現場は ですね、こちらの譲り受け人の●●●●さんの方に面談をしてお話を伺ってきま</p>

した。それでまず、ちょっとこれ、今回6件ありまして、次のページを見ていただきますと、地図があります、ちょっとご説明致します。上からですね、××から××まで、これは次のページですね。3ページに斜線でなってる、これはですね、下に主要地方道吉田邑南線、元気館がある前の道なんですけど、この右の方へずっと行くと元気館があります。それで左の下下りていくと道の駅の方に向かう道になってます。そこの道路沿いなんですけど、そこがまず××が1件あります。それから××から××まで、4件はですね、下の3条の12の申請地の線で引っ張ってあるところの4つになっています。これも今説明した元気館の前の道ですね、この前の3ページの地図でいうところの、この上の辺りになるんですけど、鱒渕集会所っていうのは3ページのところにありますけれど、それと同じようなところに、下の4ページにも鱒渕集会所っていうのがあると思うんです。まあ同じような場所にございます。そこに今回申請の4件ですね。それからもう1件が次のページになります。5ページの、3条の12ってことで××っていう。でこれは下から斜め右下に道路があるんですけど、そこをずっと行くとさっきの元気館の道へ出るところでございます。瑞穂の消防署が今あるところですが、この地図では出てないんですけど、それをずっと行きますと馬野原に抜ける道でございます。これが6件目の物件になります。それでですね、今回お話を、●●さんの方にお聞きしておりましたら、今回の○○さんに関してはですね、旧姓が* *さんってことで、この●●さんとは親戚でございまして、言いますと本家と分家の関係だっただけをおっしゃってましたけど、●●さんの方が本家らしくて、結局こちらにもうお見えでないんで、お父さんがこの春に亡くなられたということで、相続はされたんですけどちょっと管理は出来ないということで。現状、今説明したところはですね、●●さんなり近所の、●●さんの親族の方が畑のところには白ネギ、それから田のところには米を作っておられます。まあいろいろ諸事情あってですね、もうこちらには戻ることもないし管理も出来ないということで、●●さんの方で一括で面倒見るからということで、今回のお話になったそうでございます。以上です。それから引き続きですね、田んぼに関しては●●さんがやられておりますのでそのまま継続してやられるそうでございます。で、畑になっているところも白ネギとかやってらっしゃるところがあるので、それは継続して農地を保全するというでございます。以上でございます。

議長
事務局
議長

はい、ありがとうございます。田中推進委員さん、お見えになってますか。今日欠席です。

はい、ありがとうございます。それでは現地からの報告、服部委員さんの方から詳細を述べていただきました。これより審議に入ります。皆さんの方からご意見、ご質問がありましたら発言してください。

ございませぬか。

ないようですので、ちょっと私の方から服部さんにお伺いしたいんですが。●●さんの経営面積が6710㎡、なってますよね。それが今回譲り渡されるのが5358㎡ということなんですけど、この残りの面積についてはどなたかが管理されるとか維持されるとか、今後の農地の保全については何か話を聞いておられるでしょう

13番	<p>か。</p> <p>ちょっと残りの分に関してはお話ししてないです。ちょっと●●さんにはお会い出来なかったんで。どちらにしてもこのご親戚というか、身内で耕作をしているという話は聞いております。</p>
議長 事務局	<p>はい、分かりました。ありがとうございました。他にはございませんか。</p>
事務局	<p>今の、残りの農地についてですが、次の次、議案3号の非農地のところで出てきます。ちょっと農地台帳上もう山林原野にしているのもあって、面積の合計は若干違うんですが、ここですべて処理される見込みです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
議長	<p>他にございませんようなので、以上43-12の案件について採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で本件は許可することと決定致します。</p>
議長	<p>ちょっと申し遅れましたが、本日は末田さんと日野委員さんが、仕事とかその他の個人的な事情で欠席ということになっています。</p>
議長	<p>続いて043-13の案件について、同じく服部さん、続けてですがお願いします。</p>
13番	<p>お願いします。先程の引き続きになるんですけども、場所はですね、次の5ページになるんですけども、道路が、先程説明したように上に行きますと馬野原集落の方へ、下へ行きますと元気館の方へ向かった、行く斜めの道でございます。</p>
13番	<p>この道からちょっと入ったところなんですけども、◎◎さんの田んぼがあります。それでお話を、まあちょっと◎◎さんにはお話を聞いてないんですけども、同じく●●●●さんの方からこの経緯を聞きましたら、◎◎さんのとこの方でちょっとお兄さんが病気がちということで、生前されているうちに資産というか、分けるといような、分けたいんだということで、今回こういう、〇〇さんの件もあったもんですから、併せて購入という風なこととお聞きしました。現状まあ、田としてやってらっしゃることなんで、このまま農地として保全出来ると思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは43-13の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問を伺います。</p>
議長	<p>ございませんか。</p>
議長	<p>(意見、質問なし)</p>
事務局	<p>事務局の方からも補足ないです？</p>
事務局	<p>ないです。</p>
議長	<p>それじゃあ本件について採決を行います。43-13の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で許可相当と決定致します。</p>
議長	<p>続いて43-14の案件について、今度は椿委員さん、現地からの報告をお願いします。</p>

5 番	<p>ます。</p> <p>それでは申請番号 043-14、△△△△さんから▲▲▲▲さんへ農地の所有権譲渡の申請でございます。申請地は瑞穂地域高原地区、矢広原集落であります。地図を以ってご確認くださいと言うんですけど、非常に目印のないところなんですけど、県道の高見出羽線、近くには#####さんの事務所などがあります。譲渡人の△△△△さんは現在広島県の府中にお住まいです。現在高原地区には住居はありません。それでも休みの時は時々帰られて畑などをされる姿はよく見かけました。この度の件で電話でお話を伺おうと思い番号などを聞いておったんですけども、たまたま昨日△△さんが帰られて枯草などを整理されておりましたので、面談することが出来ました。いろいろ話を聞きました。譲渡受け人の▲▲▲▲さんは、お父さんから#####を継承され、社長をされ、お父さんの方は会長として家族会社を経営されております。と同時に▲▲さんは農家として矢広原集落にある田んぼを中心として米作りをされておりますし、やっぱり同じ高原地区の田の原の集落では梅を作られていると伺っています。申請地は▲▲さんが所有の田んぼに隣接しており、10年以上前、△△さんから依頼されて▲▲さんが現在まで耕作されております。この度▲▲さんの方から言うて、貰えないかという申し込みをされ、今回の申請となりました。米作りなどの農作業はお父さん、新しく社長になられた息子さんを中心に家族で従事されております。田の原の梅の収穫とか消毒など、忙しい時は応援も依頼されているそうです。地域との調和要件など、今までと何ら変わることはございません。第3条の許可要件のチェックシートに照らし合わせて問題ないと思いますが、よろしくご審議ください。11月17日、推進委員の北村さんと現地確認と面談をしております、▲▲さんと面談をしております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。北村推進委員さんはお見えになってますか。何か補足意見がありましたら。</p>
推 8 番	<p>ただ今説明があった通りでございます、別に意見はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。それでは43-14の案件について、これより審議に入ります。皆さんの方からのご意見ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ではないようですのでこれより採決を行います。43-14の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で本件については許可することと決定致しました。</p>
8 番	<p>続いて43-15の案件、今度は沖田委員さん、現地からの報告をお願いします。</p> <p>では043-15の案件について説明致します。3条の有償の所有権移転の案件です。□□□□さんから■■■■さんへ譲り渡しの件ですが、地図でちょっと場所を確認してください。7ページを開いてもらいますと、出羽地区の、現在はもう</p>

されていませんが++++の漬物工場がありますが、それがこの左側の地図のカタカナの+だけ出ていますが、それが++++のことになります。近場にソーラーの発電がありまして、それから一段下がりますがそこへ今回の案件が、3条の15、2件として出ております。この案件は11月の16日に、譲り渡し人の□□さん、それから譲り受け人の■ ■さん、それから和田推進委員さんと私と現地で確認並びに聞き取りをさせていただきました。この農地は□□さんが、これまでは他の方に頼んで耕作をされていましたが、その方が都合でこの度管理をちょっとやめたいということで、□□さんがもう自分で維持管理が難しいので、■ ■さんへこの度話を持ち掛けられて今回の申請となりました。■ ■さんはここへ出てますが、経営もかなり面積をやっておられますので、機械、設備等をかなり自己保有で持つとられますので、問題はないかと思えます。場所に関してもチェックシートに照らし合わせまして問題はないと思えますので、どうかよろしくお願い致します。

議長
推7番
議長

はい、沖田委員さんからの現地からの報告が終わりました。和田推進委員さん。別にありません。

はい、分かりました。では現場からの調査結果についての報告は兩名から今終わりましたので、これより審議に入ります。043-15の案件について、ご意見ご質問がありましたら伺いますので発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、これより採決を行います。043-15の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて43-16の案件、引き続いてですが沖田委員さんの方から、報告をお願いします。

8番

はい、続きまして043-16の案件についてご説明致します。この案件も同じく11月16日に譲り受け人の■ ■さん、それから和田推進委員さん、私と、◇◇さんは病院の都合でちょっと立ち合いが難しいと言われましたので、3人で現地確認並びに聞き取りをさせていただきました。で、地図で見ていただきますと、先程の15の案件の隣になります。3条の16、1件ですが、ここは6年前くらいから■ ■さんが◇◇さんに頼まれて維持管理をされていたそうです。それで農地を手放すようなことがもしあるなら、■ ■さんが自分の方へ一声かけてくれないかということで、今回の申請になりました。■ ■さんは先程言いましたように経営をかなりやっておられますので、チェックシートに照らし合わせましたが別に問題はないと思えますので、どうかよろしくお願い致します。

議長
推7番
議長

はい、ありがとうございます。和田さん、いいですか。

特にありません。

それじゃあ43-16の案件について、審議を行います。皆さんの方でご意見、ご質問ありますか。ありましたら発言してください。

事務局	<p>ございませんか。 (意見、質問なし) それじゃあないようですのでこの件について、43-16 の案件、採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。 続いてですが、法第5条、議案第2号の法第5条に関する案件、本総会では2件提案されておりますが、事務局の方から議案の提案をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可について、2件説明させていただきます。議案書の9ページをお開きください。 上から申請番号045-15、農地の所在は市木××、登記地目田、面積740㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は資材置場で、申請事由としましては資材をストックしておく場所が不足してきたため申請地を転用し資材置場として利用したい、です。所要面積は、土地造成740㎡、資材置場740㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号045-16、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積107㎡、無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆外2名、譲受人は★★★★です。転用目的は農家住宅で、申請事由は現在住んでいる賃貸住宅が手狭になったため実家に近い申請地に住宅を建築したいため、です。所要面積は、土地造成107㎡、農家住宅80㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。 以上2件です。</p>
議長 4番	<p>はい、ありがとうございます。それでは45-15の案件、高木委員さん、日高推進委員さんの方が担当になります。現地からのご報告をお願いします。</p>
4番	<p>失礼します。先日現地の方確認して、お話の方も伺いして参りました。場所を説明します。書いてあります通り、市木井原線、原山雲海ロードと書いてあるこの道なんです、一番この地図から右上に上がっていくとトンネルがあって、下がると矢上方面に繋がるルートです。このまま真っすぐ下の方にまいりますと瑞穂インターの方へ渡っていくと、ちょうどこのカーブ辺りが一番坂の最後辺り、カーブ曲がり切ったところから平地になるという土地です。隣に、今の斜線の横下の方が川になっておりまして、ほぼ川に沿った土地、坂道に上っていくにつれて、空欄が斜線と道路の間にあります、これが斜面になっているような状況です。一応田という形でなっておるんですが、実際には山林原野、田としての土手そのものもはっきりしないような状況で、実際中国電力の電柱が2本くらい立っているような場所です。左側の地図の左上ですね、細かい字で書いてあるんですが、ここが▼▼▼▼の会社のあるところで、これで見ると割と遠いような感じですが、実際にはほんのわずかの距離で。まあ資材置場といっても建物等建てるつもりではなくて、碎石等のもの、まあ????ものを置く場所が大変少なくなってきたんで、近場に置いておく場所を探していたところこのような場所があっ</p>

議長 推4番 議長	<p>たので、▽▽さんの方にお話をさせていただいて、この転用が終われば今度は所有権の移転を考えているということを▼▼▼▼の社長の方とお話して、確認しております。以上でよろしくお願ひ致します。</p> <p>はい、ありがとうございました。日高推進委員さん、おられますか。</p> <p>別にありません。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、分かりました。それじゃあ法5条の関連案件の1件目ですが、45-15の案件、これより審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたら発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですのでこれより採決を行います。45-15の案件、本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願ひします。</p> <p>(全員挙手)</p>
推13番	<p>はい、ありがとうございました。本件については全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>45-16の案件ですが、日野委員さんは今日お休みなので、上田推進委員さん、お見えになってます？現地からの報告をお願ひします。</p> <p>日野委員さんが欠席なんで変わって私が説明します。045-16の案件の説明をします。先週の14日ですか、日野委員さんと一緒に現地確認を行いました。その際譲り受け人の★★さんに立ち会ってもらっております。そしていろいろとお話を聞きました。場所ですが、地図を見てください。右上から左下に斜めに道路がありますが、これが町道石見中央線で、中野の幸米というところにあります。それで右上のちょっと行ったところに※※※※、井原方面になります。それで左下の方に行くと石見中学校、矢上方面になるところです。譲り受け人の★★さんは現在田所の住宅に住んでおられて、実家の近くに家を建てたいということで。実家ですがその地図のお向かいの、ちょっと字がこまいのですが名前が書いてあるのが実家となっております。そこに、前に☆☆さんと名前がありますが、これが譲り渡し人の家。それで家を建てたいというんで、☆☆さんもこちらの方に住んでおられないんで、いろいろと話をしたら今回無償で所有権移転が了解されて、今回の申請になったということです。それで日野さんと現地確認等しましたが別に問題等はなかったと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それではこれより本件についての審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたら発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ではないようですので採決を行います。45-16の案件、本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願ひします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて法2条に関する、いわゆる非農地証明についての申請が出ております。</p>

事務局	<p>4件か、この第3号議案について、事務局の方から資料の提案をお願いします。</p> <p>はい、それでは議案第3号、農地法2条の規定による農地以外の土地の証明について、4件説明させていただきます。議案書の13ページをお開きください。</p> <p>上から申請番号10、土地の所在は下亀谷××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積125㎡、申請人は◆◆◆◆です。申請事由としましては、1969年頃から農地として管理しておらず雑草、雑木が繁茂している状態で、耕作が出来る状態に戻すことが困難なため、です。</p> <p>続きまして申請番号11、土地の所在は上田××、登記地目畑、面積3342㎡、判定地目山林原野です。申請人は△△△△です。申請事由としましては、25年以上農地として管理しておらず雑木等が繁茂している、獣害もあり農地に復旧するのは困難なため、です。</p> <p>続きまして申請番号12、土地の所在は上田××、登記地目畑、面積4240㎡、判定地目は山林原野です。申請人は▲▲▲▲です。申請理由としましては、15年以上農地として管理しておらず雑草等が繁茂しており、獣害もあり農地に復旧するのは困難なため、です。</p> <p>続きまして申請番号13、土地の所在は鱒淵××、登記地目畑、面積121㎡、判定地目雑種地、同じく鱒淵××、登記地目田、面積20㎡、判定地目道路、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積263㎡、判定地目道路、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積13㎡、判定地目道路、同じく鱒淵××、登記地目田、面積544㎡、判定地目山林原野、同じく鱒淵××、登記地目田、面積620㎡、判定地目山林原野、同じく鱒淵××、登記地目田、面積235㎡、判定地目山林原野、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積360㎡、判定地目道路です。申請人は○○○○、申請事由としましては、まず雑種地部分についてですが、平成5年頃の町道改良工事に伴い矮小地となったため農地として管理、利用されず、なったためです。続いて道路についてですが、平成7～8年頃に公園整備に伴い、公園に上がる道路用地となったためです。山林原野部分については、山中の農地のため鳥獣被害等により20年以上管理できずに山林となっているためです。ちなみに道路につきましては、転用じゃないかというところもあったんですが、当時瑞穂町が借りて道路にされたということだったんですが、現在はもう変換されており20年以上経過しとるというところも判断し非農地申請という判断をさせていただいております。</p> <p>以上4件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは3号議案の10番、申請番号10番ですが、服部委員さんの方から現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
13番	<p>お願いします。それではですね、申請番号10番について説明を致します。地図がですね、15ページ、次のページですけど、場所はですね、これ左上をずっと行きますと道の駅瑞穂がある近辺に行く道路となっています。で、その反対側はですね、奥亀谷という集落の方へ繋がる道路でございます。まあ現状ですね、物件のある道路が川沿いにある小さな道路でございます。ちょっと◆◆さんのところに連絡が取れなかったもんですから現地に行ってきました、現状見て来まし</p>

議長 事務局 議長	た。まあ畑ということですが、丸っきりもう竹藪状態になってまして、普通の竹藪というような状態でした。以上でございます。
	はい、ありがとうございました。田中推進委員さんはお見えになってますか。欠席です。
	それじゃあ現地からの、服部さんの調査に関するご報告をいただきました。これより審議を行います。皆さんの方でご意見、ご質問ありましたら発言してください。
10番	服部さん、これ家の前の方ですね。◆◆さんはこの家に住んどられるんですか。
13番	おられるような感じですが。ただ、いつもではないかなという。軽トラとか、車は停めてあるんですけど、多分常時はお見えになってないんじゃないかと。家としては、空き家という感じではございません。軽トラとかを停めてありますし。ただ生活をしておられるかという、多分しておられないと思います、ここでは。
10番 議長	はい、分かりました。 他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	ないようですので採決を行います。申請番号 10 番の件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致で起案の通り決定することと致します。
2番	続いて 11 番の案件、三上さん、お願いします。 それでは 11 番の案件について、説明の方をしたいと思います。農地の場所の方ですが、地図で見てもらうと、ちょっと詳細についてちょっとなんです、16 ページの地図で 2 条-11 と書いてある上の方が平佐集落、それから下の方が松木集落、ほとんど山を跨いだような、頂上の辺りにこの農地はあります。その農地は昭和 44 年頃に諸事情で開発された農地でしたが、当時は耕作していた皆さん若かったのが耕作されてはいましたが、説明にある通り 25 年以上耕作されておらず、雑木等がありました、しっかり。まあ復旧しても作るものもないが、獣害もあるので農地として戻さずにこのまま山林のような形になるんじゃないかなというように確認しました。11 月の 13 日に田桑推進委員さんと一緒に現地を確認しております。以上です、よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。田桑委員さん、おられますか。補足がありましたら。
推3番 議長	いえ、ありません。よろしくお願いします。
	はい、分かりました。それじゃあ 2 条関係の 12 番の案件について、これより審議を行います。皆さんの方でご意見、ご質問ありましたら発言してください。
	ございませんか。
	(意見、質問なし)
	ないようですので、本件について採決を行います。2 条関係の 12 番の案件、

<p>2 番</p> <p>議長 推 3 番 議長</p>	<p>許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で本件について非農地通知を発するという事とします。</p> <p>続いて 13 番の案件について、12 か、これも三上さん、続いてお願いします。</p> <p>それでは 12 番の案件について説明を致したいと思います。場所の方は地図で見てもらうと先程と同じ、隣り合った場所であります。土地の状態についても同じものでした。この▲▲さんは葉たばこの方を作付けされておまして、15 年くらい前まではここでも作付けされておりました。それからいろいろ、面積が減ったりしてやめて、後はそのまま農地として利用せずにおいてあったような状態で、草も、かなり大きな木も生えていましたので、もう農地として復旧しても利用することは困難だと、獣害もあつたりするので困難だという判断をしました。ここも田桑推進委員さんと一緒に 13 日に確認しております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。田桑さんの方はよろしいですか。</p> <p>はい、ありません。</p> <p>それじゃあ 12 番の案件について、これより審議に移ります。皆さんの方でご意見、ご質問ありましたら挙手して発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようです。採決を行います。12 番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>1 3 番</p>	<p>はい、ありがとうございました。審議の結果、本件については出席委員の全会一致で非農地証明の発出を行うことと致します。</p> <p>続いて 13 の、13 番の案件。また服部さんですが、服部さん、重ねてご苦労をかけますがお願いします。</p> <p>お願いします。13 番について説明をします。今回 8 筆というか 8 件ありまして、17 ページの方が上の××から××、と一番下の××ですか、この 5 件が 17 ページの 2 条-13 っていうところの物件になります。で、現地行きて、同じ、●●さんの方から聞いてですね、その場所も聞いてですね、今回の事情を説明しましたらああそこだよということで、お話を聞いて場所を行ってまいりました。この地図にですね、※※※※ってあるんですけど、公園をちょっと整備された時に横の畑だった部分と田の部分がですね、道路との側溝並びに法面みたいな形になってございます。1 片だけですね、××ですか、これはちょっと離れた下にあるんですけど、ちょっと角地みたいなところで作るにしてもちょっと作られないような半端な土地でございました。まあ草が生えている状態でございます。それとですね、××と××、××の 3 筆なんですけども、この次の 18 ページ、地図の 18 ページですね、番地で言うと××、××と××ですか、山林原野となつとるとこなんですけども、これは出羽の境になるんですかね。ちょっと道つてなつとるとこがあるんですけども、これが元氣館から馬野原に出る道、そこに資材置場的な</p>

	<p>ものがちょっとあって、そこからちょっと入ったところなんですけども。ちょっと見るいうても下の部分でして、上には行けるような状態ではなくて、完全な山林状態になってまして、唯一ちょっと道があるのが右かなというような確認しか出来ませんでした。完全な山の中に入っていきような感じの状態になっています。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ 13 号の案件について、今現地からの報告をいただきました。これより審議に移ります。皆さんの方でご意見、ご質問ありましたら発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
事務局	<p>ないようですが、ちょっと事務局の方、確認ですが、今の 13 号の案件については、先程服部さんの方からもお話があったように 8 筆になつとるよね。で、図面見るとね、17 ページと 18 ページの図面に、2 条-13 の該当図面というのが分かるんですが、これで見るとね、8 筆どころではないよね。</p>
事務局 議長	<p>8 筆です。3 条-12 が混じっているの。</p> <p>下に 3 条-12 か。はい、分かりました、ありがとう。17 ページの図面の上が 13 になつとる、はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
事務局 議長	<p>それともうひとつ、先程話があったんだけど、この※※※※、これがこの議案書の言うところの公園に当たる訳？で、それを整備する時に、これ旧瑞穂町の時代って話だったよね。</p>
事務局 議長	<p>はい。旧瑞穂町が整備した。</p> <p>その時に買い上げ？</p>
事務局	<p>いや、借りていた、公園の用地も含めて借りていたんですが、邑南町になってからもう、公園も含めて所有者に返却された。</p>
議長	<p>だけえその当時は賃貸借契約を結んで公演も道路もやった。</p>
事務局	<p>公園は地目変更されとったんですが、そこへ上がる道が地目変更されておらず。</p>
議長	<p>それを邑南町に合併するかなんかの時に瑞穂町が賃貸借契約を解消して返却したということですね。</p>
事務局	<p>全町的に、農村公園とか全部返却していっているところの流れで。</p>
議長	<p>そがあは言うても農地に戻す訳にはいかんと。</p>
事務局	<p>戻せんですね。</p>
議長	<p>これ、法的には問題ないん？</p>
事務局	<p>現況として農地ではないんで、問題ないと思います。</p>
議長	<p>分かりました。皆さんの方からご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p>
議長	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようです。これより採決を行います。13 番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。補足説明を含めて了解されたということで、</p>

全会一致で非農地証明を発出することと致します。

それでは続いて4号議案、基盤強化法第19条の、農用地利用集積計画の公告なんですけど、これが1、2、3、4、本総会では5件提案されております。皆さんの方で、これ1週間くらい前に総会の資料がお手元に行くとお思いますので、皆さんもう事前に目を通していただいとお思いますけど、特にこの4号議案については個別の資料の説明を行いませんので、皆さんの方で精査していただきまして、どの案件からでも結構です、ご意見、ご質問がありましたら発言してください。少々時間を取ります。

皆さんの方はなんか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので本件について、4号議案について採決を行いたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは4号議案について、一括して採決を行います。4号議案について、この内容で了承と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは全会一致で、原案通りの内容で全会一致で了承したということで決定致します。

続いて議案第5号の、中間管理権の取得に関する議案ですが、本総会では2件、2案件が提案されております。この5号議案についても個別の資料説明を行いませんので、少々時間取りますので皆さんの方で資料の精査していただいて、ご意見ご質問がございましたら発言してください。

8番 4-11ですけど、利用目的がその他って書いてあるんで、あれは何に使われるんでしょうか。

事務局 はい、こちらはぶどう、神紅のハウスに使います。

8番 はい、分かりました。

議長 他にいいでしょうか。

(意見、質問なし)

5号議案について採決を行います。本内容についてご了解いただける委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で本件についての了解を得たということで決定致します。

続いては法3条の3に係る、相続等の利用権の移動でございますが。これは報告になりますので皆さんの方で目を通していただいて、疑問点がありましたら、どの案件からでもよろしいですから発言してください。

事務局 あと議案の6号があります。

議長 3号の3の報告については今回3件しかないですね。報告については特に裁決は行いませんが。

続いて議案6号、これは地籍調査に基づく地目の認定についてということで、ご意見を伺うことになるんですけども。これについては説明はあるかな。

事務局	1件1件はないですね。
議長	これ説明がないと全然分かん。
事務局	一応概要を。いつも通りですが。国土調査法で地籍調査をすると、農地が農地以外になる土地については農業委員会の承認が必要ということで、今回議案としてあげさせていただいています。で、以前からのことで、農地が山林や原野になっているものについては特に説明ありませんが、宅地等になっているものについては航空写真や現地の写真が付いておりますので、ご判断等いただければと思います。
議長	これ、あまり詳しいことは分かんけども、地籍調査でこの現況について判定するじゃん。判定した内容を今度登記する？
事務局	はい。
議長	それでこれについては、この農業委員会が了解したらもう即登記ということ？
事務局	即登記、即なのかは分かりませんが、登記される。農業委員会が認めるとなる、それぞれ転用申請が出る。
議長	これ宅地になつとるのに関しては、基本的に全部不法転用ってこと？
事務局	そうですね。まあ地籍調査がなかったの。
議長	これ、かなりの数でしょ。
事務局	ちょっと矢上地区はあれですね、多いですね。地籍調査が進んでいなかったとはいへ、多いですね。
議長	だけえこれは、転用の申請を出さずに、もう現状追認という格好で、この地籍調査の結果、申請されていなかったところが宅地に変更になる。
事務局	そうですね。
議長	それを農業委員会が認めるかどうかということだな。これは駄目だ不法転用だって言えば、現状復旧せいでいうようなことは言えんわな。
事務局	そうですね。
議長	これえらい地籍調査手惑うんだけど、あがめに時間かかるものなんかな。
事務局	1件1件立会等があるので。
議長	うちの地籍調査が終わったの、もう30年くらい前で。
事務局	矢上とか中野とかは結構残ってますね。あと山林で残っているところたくさんあります。
議長	なかなか、境が分かんいうのがあってやれんよな。特に山林なんかは。
事務局	所有者の方がいられなかったらなかなか、難しいのかなと。
議長	皆さんの方からありますか、なにか。
5番	用悪水路っていうのはなに？
事務局	用悪水路は、用水路と排水路が両方使つとるような水路です。
議長	川ではない、水路という表現は。これ、どこが維持管理？
事務局	維持管理は受益者が、していただくようになっています。
10番	これ先程も会長が言われたんですが、非常に宅地があります。聞けばお祖父さん、お父さんの代、先々代の代にこんなことにしたんだ言うて、おそろくなつとるんだろうと思います。んでやっぱりこれ、一応まあ法改正、農地法が動き出し

て、やっぱりそれだけの当家、この家の持ち主の人にはやっぱりこういった趣旨をしっかりと話されて、ただこれで、今回これでやっときましたでいうようなことじゃなしに、一応違法だったんだよというのは、牽制言やおかしいんですが、これこのまま流してみりゃあこの隣になんか小屋とか、例えばね、建てられるかもしれません。だけえやっぱりそういうのを防ぐには一応牽制をしておかないと、前よかったんだけえ今回もいうようなことにならんように、しっかりしていただきたいと思いますんで、よろしくお願い致します。

事務局

そうですね、これいっぱいあるんですが、この中には農地法施行以前のものもたくさんあるんじゃないかなというところがあります。で、個別にはちょっと、その辺の状況は分からないので、全町に向けて改めて、農地に家とかを建てられる際には転用の手続きが必要ですよということは周知したいと思います。

議長

ご意見ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、これより採決に移ります。本件についてご了解いただける委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。宮本さんのお話にありましたように、農地法施行以前の懸案については言いませんけども、それ以降については、不法転用になっとるものについては、一応当事者に対してこれは、本来転用の申請が必要だったんですよということは告知しておく必要はあろうと思いますので、そういった条件を加味して本総会では、当議案に関しては原案通り了承したという報告をしたということにします。

以上で、事務連絡。

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は、12月21日(水)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印